

金融再生法開示債権の状況

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

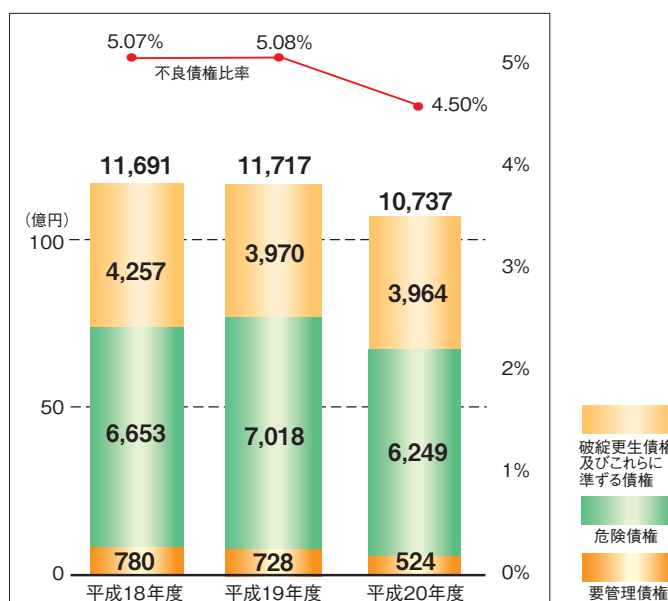
区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	平成19年度	11,717	10,290	7,395	2,895		87.83	67.00	
	平成20年度	10,737	9,463	6,769	2,693		88.13	67.89	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成19年度	3,970	3,970	2,143	1,826		100.00	100.00
		平成20年度	3,964	3,964	2,215	1,748		100.00	100.00
	危険債権	平成19年度	7,018	6,027	5,036	990		85.89	50.00
		平成20年度	6,249	5,352	4,456	896		85.66	50.00
要管理債権	平成19年度	728	292	214	77		40.17	15.17	
	平成20年度	524	146	98	48		28.00	11.34	
正常債権	平成19年度	218,982							
	平成20年度	227,838							
合計	平成19年度	230,699							
	平成20年度	238,576							

※ 上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には決済確実な割引手形等を含めています。
当金庫保証付私募債で、当金庫が引受けている200百万円は正常債権に含めています。

(注記)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■金融再生法ベースによる不良債権比率と残高推移 (単位:百万円)



「勝原支店」(平成20年12月8日新設)

土・日の休みにちょっと相談したい…

土・日相談コーナー

時間：午前10時～午前12時
時間：午後1時～午後4時

祝祭日は休業させていただきます。但し、土・日と重なる日は営業します。

場所：平野支店 フリーダイヤル：0120-21-2387
TEL：079-421-2721

日頃お忙しい方のために、いろいろなお相談を承ります。

《たんよう》

ローン相談会開催

住宅ローン、お使いみち自由なフリーローンなどと相談下さい。

ご融資手続き簡単!

その他、どんなことでもお気軽にご相談下さい。

(通常)第3日曜日開催

時間：午前9時～午後4時

場所：各支店(一部開催しない店舗があります)